

決議文

東都バス沿道居住者等市民の争議ノ原因ハ貴社ノ言語ニ絶シテハ擧げ取ト又
社会のナル待遇条件ニ起因スルモノトシテ市民ノ蒙ル不便ハ總テ貴社
側ノ責ニ歸スヘキモノト認ム乃チ貴社ハ社会正義ニ立脚シテ速クニ従業員ノ
要求ヲ入レテ社会不接ノ増大ヲ阻止スベキヲ要求ス
右決議ス
一九三六、九、七

東都バス沿道沿橋区民大会

東都来合自動車株式会社
社長 井井 篤 太郎 殿

別記十二

勸告文

今回貴社従業員一同が貴社に對して労働条件改善を嘆願したるに貴社を代表す
べき重役諸氏は当所より会見を随て従業員切なる嘆願に一顧を以て兵へず事
を遂げストライキに到らざる利益を紛糾へ導きつゝあるは我等の願する遺憾とする
所でありませう
思ふに交通事業は他の事業と異り人命を預る重要な公共の業でありて労賃と
も我利に捉はれるるべく事業の円滑なる運営を期すに非ざらんや斯る觀念ハ
ら貴社に於ける今回争議を見るに早らばその余りにも低劣なる従業員労働条
件を速ク改善し要求を認め一日も早く争議の円滑解決を図る事が必要と考へ

ます 單なる行懸りや体面に拘泥し在再解決を遷延するに於ては我等も亦労働
者連帯的立場から重大なる決意をなさねばならざり
斯くては争議の直知れぬ悪化を導くのみであります 我等は茲ト貴社に對し速
かに従業員ノ要求を容認し円滑なる解決を図らん事を要請致しませう

昭和十一年九月十七日

東京交通労働組合自動車部

東都来合自動車株式会社